

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

光市水道事業管理者 様

申請者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱の別表措置基準第12号から第16号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第12号から第16号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

(光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表措置基準抜粋)

(暴力団排除)

- 12 役員等又は資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)、暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金や武器を供給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。
- 13 役員等が業務に関し、不正に暴力団、暴力団員又は暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
- 14 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- 15 役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 16 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

注 申請時においては、第12号から第16号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第12号中「資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第13号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第14号中「与えた」とあるのは「与えている」と読み替えるものとする。